

第4回中泊町議会定例会

令和 4年11月28日（月曜日）

○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（令和4年度中泊町一般会計補正予算第9号について）
- 5 報告第26号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（令和4年度中泊町一般会計補正予算第10号について）
- 6 議案第58号 中泊町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 7 議案第59号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 8 議案第60号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 9 議案第61号 中泊町職員の定年等に関する条例等の一部改正について
- 10 議案第62号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理について
- 11 議案第63号 中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 12 議案第64号 中泊町農産物加工販売施設条例の一部改正について
- 13 議案第65号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第11号について
- 14 議案第66号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について
- 15 議案第67号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算

第2号について

- 16 議案第68号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正
予算第1号について
- 17 議案第69号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正
予算第1号について
- 18 議案第70号 令和4年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1
号について

○出席議員（12名）

- | | | | | | | | | |
|-----|----|----|---|-----|----|----|---|---|
| 1番 | 田中 | 洋 | 君 | 2番 | 今 | 博 | 子 | 君 |
| 3番 | 成田 | 直人 | 君 | 4番 | 秋元 | 隆 | 君 | |
| 5番 | 塚本 | 悦子 | 君 | 6番 | 荒関 | 富雄 | 君 | |
| 7番 | 秋田 | 博 | 君 | 9番 | 青山 | 雅晴 | 君 | |
| 10番 | 沖崎 | 勲 | 君 | 11番 | 野上 | 憲幸 | 君 | |
| 12番 | 野上 | 祐一 | 君 | 13番 | 川山 | 光則 | 君 | |

○欠席議員（1名）

- 8番 長利 司 君

○出席説明員

- | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 濱 | 舘 | 豊 | 光 | 君 | | | | |
| 副 | 町 | 長 | 横 | 野 | 彰 | 吾 | 君 | | | |
| 教 | 育 | 長 | 鈴 | 木 | 信 | 也 | 君 | | | |
| 代 | 表 | 監 | 査 | 委 | 員 | | | | | |
| 外 | 崎 | 良 | 造 | 君 | | | | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 毛 | 内 | 康 | 裕 | 君 | | |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 山 | 中 | 哲 | 哉 | 君 | | |
| 総 | 合 | 戦 | 略 | 課 | 長 | 三 | 上 | 晃 | 瑠 | 君 |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 太 | 田 | 光 | 平 | 君 | | |
| 町 | 民 | 課 | 長 | 三 | 上 | 康 | 栄 | 君 | | |
| 福 | 祉 | 課 | 長 | 下 | 山 | 貴 | 子 | 君 | | |
| 環 | 境 | 整 | 備 | 課 | 長 | 藤 | 本 | 雅 | 久 | 君 |
| 農 | 政 | 課 | 長 | 古 | 川 | 幹 | 人 | 君 | | |

水産商工観光
課長
小泊支所長
教育課長
会計課長
上下水道課長

越野進一君
藤田康久君
長利香代子君
藤田順悦君
鈴木輝文君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長
総務課行政係

宮越裕子君
白川隼君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達していますので、令和 4 年第 4 回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川山光則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により 9 番、青山雅晴議員、10 番、沖崎勲議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（川山光則君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から 12 月 2 日までの 5 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は本日から 12 月 2 日までの 5 日間に決定しました。

◎日程第 4 報告第 25 号から日程第 18 議案第 70 号
まで

○議長（川山光則君） 日程第 4、報告第 25 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件から日程第 18、議案第 70 号 令和 4 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1 号についてまでを一括上程します。
町長に提案理由の説明を求めます。

濱舘町長。

（町長 濱舘豊光君登壇）

○町長（濱舘豊光君） 本日、令和 4 年第 4 回中泊町議会定例会を招集いたし

ましたところ、議員の皆様方には、公私ご多用中の折にもかかわりませず、ご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出をさせていただきました議案等は、条例改正や補正予算など合計15件であります。その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第25号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第9号についてであります。

令和4年8月の大雨被害による災害廃棄物処理及びオミクロン株対応のワクチン予防接種等を実施するため、所要の予算補正を要することから専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第26号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第10号についてであります。

令和4年8月の大雨被害による道路災害復旧工事及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業などを実施するため、所要の予算補正を要することから専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第58号は、中泊町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてであります。

行政手続の利便性向上と行政運営の簡素化、効率化を図るため、情報通信技術による手続等の必要な事項を定めることから、条例の制定を提案するものであります。

議案第59号は、中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第60号は、中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

町長等の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第61号は、中泊町職員の定年等に関する条例等の一部改正についてであります。

国家公務員法等の改正に準じた地方公務員法の改正に伴う、定年退職の段階的引上げ等のため、所要の改正を提案するものであります。

議案第62号は、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理についてであります。

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整理を行うため提案するものであります。

議案第63号は、中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

地方公務員法の一部改正に伴い、企業職員の給与等について、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第64号は、中泊町農産物加工販売施設条例の一部改正についてであります。

中泊町農産物加工販売施設の指定管理の一部廃止に伴い、条文の整備を要するため提案するものであります。

議案第65号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第11号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも1億5,225万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億4,523万4,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に、地域公共交通再編に伴うバス停留所の設置及び撤去費、マイナポイント利用促進事業費、衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、農林水産業費に、中泊町農業再生協議会補助金及び県営五所川原第二地区農地整備事業費、教育費に、学校ICT緊急整備事業費の所要額を計上いたしております。

また、給与改定に伴う、議会費から教育費までの人件費及び電力等の高騰に伴う所要額をそれぞれ計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金、県支出金、町債等を計上したほか、今回の補正財源として財政調整基金繰入金を計上いたしております。

地方債につきましては、県営五所川原第二地区農地整備事業の事業費の追加に伴い、限度額を変更いたしております。

議案第66号は、令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算

第3号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも31万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億9,129万7,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、給与改定に伴う職員人件費の調整、歳入は、一般会計繰入金を計上いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも292万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,625万円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、需用費に料金高騰による燃料費及び電気料を、備品購入費に歯科用マイナンバー保険証読み取り機器及び医師住宅の家具・家電を計上しております。

歳入につきましては、歳出との関連において、診療収入を調整の上計上したほか、国庫支出金及び諸収入を追加計上しております。

議案第67号は、令和4年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも31万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億5,895万3,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、給与改定に伴う職員人件費の調整、歳入は一般会計繰入金を計上いたしております。

議案第68号は、令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてであります。

歳入歳出とも86万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ4,359万3,000円とするものであります。

補正する歳出は、電気料、処理施設管理業務委託料を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連で一般会計繰入金、前年度繰越金を計上いたしております。

議案第69号は、令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてであります。

歳入歳出とも74万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2,580万7,000円とするものであります。

補正する歳出は、電気料を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連で一般会計繰入金、前年度繰越金を計上いたしております。

議案第70号は、令和4年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてであります。

収益的支出について、既決予算額を728万4,000円追加し、総額2億9,981万2,000円とするものであります。

補正する支出は、電気料金、給与改定に伴う職員人件費を計上いたしております。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何とぞ、慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎日程の変更

○議長（川山光則君） お諮りします。

ただいま上程されました議案第59号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第63号 中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてまでは、町長より緊急を要するため先議し、本日即決されたいとの申出がありました。

よって、議案第59号から議案第63号までを直ちに先議し、即決することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号から議案第63号までを直ちに先議し、即決することに決定しました。

◎日程第7 議案第59号から日程第11 議案第63号 まで

○議長（川山光則君） 議案第59号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第63号 中泊町企業職

員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてまでの5議案を、関連がありますので、一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については議案ごとに行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長(毛内康裕君) 議案第59号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第60号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第61号 中泊町職員の定年等に関する条例等の一部改正について、議案第62号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理について、議案第63号 中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、関連がありますので、一括してご説明いたします。

なお、本日先議いただくこととしましたのは、青森県人事委員会の勧告を受けた給与関係条例の改正を行うほか、地方公務員法の改正を受けた職員の定年引上げに給与条例の改正が必要なため、併せて提案するものです。

新旧対照表の1ページを御覧ください。議案第59号では、条例の第1条で期末手当について、現行12月期の支給率を0.1月分引き上げ、「100分の157.5」を「100分の167.5」に改めるものです。

第2条関係では、令和5年度以降については6月期と12月期が均等になるよう0.05月分ずつ配分し、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改めるものです。

2ページを御覧ください。議案第60号では、さきのページでご説明したものと同様に、特別職の支給率を改めるものです。

ただいまご説明いたしました2条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用するものです。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行することといたしております。

19ページを御覧ください。改正条例の第2条関係になりますが、職員の勤勉手当の率を0.1か月分引き上げるとともに、給料表の改正を行っております。給料表については、若年層を中心とした引上げ

になっております。平均して0.3%の引上げになります。なお、勤勉手当の引上げは本年12月支給分に反映され、改正給料表については本年4月1日に遡って適用することとしております。

38ページを御覧ください。上から1行目、第3条関係では、今回の引上げ分を6月、12月支給分で平準化させた改正となっております。こちらは、附則において令和5年4月1日を施行日としております。来年度以降の支給の規定となります。

次に、職員の定年引上げについてご説明いたします。定年引上げを行うに当たっては、12条例の改正と1条例の廃止を行うものです。本改正案の起点となったのは国家公務員法の改正であります。国家公務員の定年が65歳に引き上げられたことに伴って地方公務員法も改正され、国の制度を基準に定年年齢の引上げ及び各種制度の導入を図ることとしたものです。

まず職員の定年年齢ですが、条例等新旧対照表の3ページにお戻りください。中段の第3条で職員の定年年齢を65歳とします。9ページを御覧ください。65歳への引上げは段階的に行うこととされ、附則第3項においてその経過措置を設けており、緩やかに引き上げることによって新採用の段階的確保などへの配慮を行っております。

本附則の規定により、昭和38年度生まれの職員が61歳、昭和39年度生まれが62歳、昭和40年度生まれが63歳、昭和41年度生まれが64歳、そして昭和42年度生まれ以降の職員は65歳定年となります。

次に、定年引上げによって導入される各種制度についてご説明いたします。5ページにお戻りください。第6条から第8条までの規定は管理監督職上限年齢制、いわゆる役職定年と呼ばれるものです。第6条では管理監督職の範囲、第7条では上限年齢、第8条では降任等に当たっての遵守すべき基準が定められており、管理職手当支給職員を管理監督職と定め、当該職員が60歳を迎えた年の翌4月1日までに管理監督職から降任させるというものです。

6ページを御覧ください。第9条は60歳の上限に達した管理監督職の特例任用についてです。

第1項及び第2項ではその条件を定めており、職務遂行上特別の事情がある場合と職務の特殊性により職員の補充が困難である場合に

は、60歳を超えても管理監督職にとどまらせることができ、その方法は1年単位で降任を延長し3年を上限とするものです。その場合でも、定年制度の趣旨である職員の新陳代謝を計画的に行って組織の活力維持、公務の能率向上に配慮し特例任用を行うこととされています。なお、第3項及び第4項の特定管理監督職群、いわゆる管理監督職のグループにおける特例任用については5年が上限とされておりますが、町組織において現状想定されるものはないものの、将来発生した場合に備え、県に準じて規定するものです。

8ページを御覧ください。中段の第10条は「定年前再任用短時間勤務職員」の制度の導入についての規定です。現行でも再任用職員の条例はありますが、今回の法改正を機に新たに同制度を導入するものです。本制度は、定年年齢に達していない職員が60歳以後に本人の希望で短時間勤務での任用を希望する場合に、一旦退職した上で再任用される制度となっております。

なお、議案第62号で提案しております地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第2条において、中泊町職員の再任用に関する条例は廃止することとしておりますが、12ページを御覧ください。下から3行目、条例附則第8項以降の規定により、現行再任用の制度はいわゆる暫定再任用制度として存置させ、現在の条件をほぼ変えずに年金支給開始年齢である65歳までの任用を行うことができることとしております。

38ページを御覧ください。中段の附則第32項の規定は、60歳に達した職員の給料月額の措置になります。当分の間は本附則の規定により60歳に達した日以後の最初の4月1日から給料月額が7割水準に引き下げられることになります。

なお、先ほど説明いたしました特例任用の職員や、旧定年条例で定年が65歳と定められていた医師及び歯科医師などに本規定は適用されません。

そのほか、再任用職員、再任用短時間勤務職員と規定していたものを定年前再任用短時間勤務職員に改正し、地方公務員法の任用根拠が条移動されたことに伴って条項を変更するなど、関連する12条例を整理・改正するとともに、中泊町職員の再任用に関する条例を廃止するものです。

以上、議案第59号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第60号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第61号 中泊町職員の定年等に関する条例等の一部改正について、議案第62号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理について、議案第63号 中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第59号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(川山光則君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時28分

第4回中泊町議会定例会

令和 4年12月 1日（木曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（13名）

1番	田中	洋	君	2番	今	博	子	君
3番	成田	直人	君	4番	秋元	隆	君	
5番	塚本	悦子	君	6番	荒関	富雄	君	
7番	秋田	博	君	8番	長利	司	君	
9番	青山	雅晴	君	10番	沖崎	勲	君	
11番	野上	憲幸	君	12番	野上	祐一	君	
13番	川山	光則	君					

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	濱	舘	豊	光	君					
副	町	長	横	野	彰	吾	君				
教	育	長	鈴	木	信	也	君				
代	表	監	査	委	員						
総	務	課	長	外	崎	良	造	君			
財	政	課	長	毛	内	康	裕	君			
総	合	戦	略	課	長	山	中	哲	哉	君	
税	務	課	長	三	上	晃	瑠	君			
町	民	課	長	太	田	光	平	君			
福	祉	課	長	三	上	康	栄	君			
環	境	整	備	課	長	下	山	貴	子	君	
農	政	課	長	藤	本	雅	久	君			
水	産	商	工	観	光	課	古	川	幹	人	君
							越	野	進	一	君

小 泊 支 所 長
教 育 課 長
会 計 課 長
上 下 水 道 課 長

藤 田 康 久 君
長 利 香 代 子 君
藤 田 順 悦 君
鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長
総 務 課 行 政 係

宮 越 裕 子 君
白 川 隼 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（川山光則君） 日程第1、一般質問を行います。

6番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

（6番 荒関富雄君登壇）

○6番（荒関富雄君） ただいま議長のお許しが出ましたので、一般質問に入らせていただきます。今回は2点です。

まずは、冬場の視界不良についてお尋ねいたします。冬場になりますと、大変こちらは地吹雪が激しいもので、防雪柵のない場所は全然、車の運転に支障を来すほど視界不良になります。

そういったときに、特に武田地区の五所川原車力線の道路への連絡道、田茂木地区から長泥、武田地区、それから武田地区からは若宮方面へと防雪柵のない箇所が何か所かあるのですけれども、私の記憶によりますと、何か前にもそこには防雪柵を建てるような計画がいろいろあったように伺っておりますが、いまだ設置されておられませんので、いつ頃に、どのような計画で防雪柵の設置をし、冬場の視界不良に対しての住民の苦情に答えていくのかお伺いいたします。

次は、水害についてであります。今回の8月の大きな水害に対しては、まだ対策本部も設置中ということで伺っておりますが、その大きなほうはよろしいのでありますが、やっぱりいつも雨が降りますと水害に遭われる常襲地帯と言ってはなんですけれども、何回も何回も雨が降るたびに水害に遭っている場所がありまして、そこは向町地区の寺町のことなのですけれども、たしかあそこの住民から要望書が提出されている旨は伺っておりますが、それに対しての町当局からの返答がいまだないというふうに伺っておりますので、そこら辺のことをまずお伺いいたします。

以上2点についての答弁、よろしくお願いたします。

○議長（川山光則君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 荒関議員ご質問の2点について、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の武田地区の冬場の道路の視界不良に対する対策についてであります。過去にも議論になり、防雪柵をつける計画があったとの議員のご記憶だということで承ったわけですが、当該道路の件につきましては、3月議会の際にもご答弁をさせていただいているわけですが、町民の皆様が通る道路につきましては、冬場全ての道路が夏場と同じように安全に通行できれば、それは最良の策なわけですが、我が町の状況を考えますと、全ての道路を夏場と同じように通行できるようにするのは、経費的な問題も、現実的に可能かどうかという問題も考えますと、かなり厳しいのではないかなと思っております。

そこで、町といたしましては、常に天気予報等を確認しながら、吹雪などで安全を確保できない、幾ら除雪しても間に合わないとか、そういう場合には事前に通行止めを実施させていただくなど、現時点で最良の対策を講じてまいりたいと考えております。

もちろんその際には、町民の皆様に対しまして速やかに迂回路の情報提供を行うこととし、そのままにしておかず、吹雪が収まったときにはすぐに除排雪を実施し、安全な通行を確保していきたいというふうに考えてございます。

また、本路線の防雪柵の未設置区間についてであります。先ほども申し上げましたとおり、過去において用地買収の不調であったり、電力柱移転費用が多額に上るなどの理由から、設置ができていない状況であるということでもあります。

町は、この路線の防雪柵設置計画だけではなくて、町全体の道路、要するに夏場と冬場に、どう使い分けすれば住民の生活がちゃんと確保できるのかということ等も考えながら、道路側溝の整備など排水計画などもつくりながら進めていく必要があるというふうに認識をしております。来年度、令和5年度には整備計画を策定するため、県と協議を行いたいと思っております。令和6年度以降に測量を実施した

上で、費用対効果も十分考慮した計画を作成し、整備を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

2点目の向町地区の住民から出されております要望書についての返答内容についてであります。地区のほうから要望書が出ているということは、私も認識しておるわけでありまして。たしかこの件につきましても、議会でも1回お話をさせていただいたと記憶しておりますが、議員ご指摘の地区では今回の雨のときのみならず、過去においても側溝からの溢水が発生しており、何らかの抜本的な対策を講じる必要があるというふうに考えているところであります。

この溢水を防ぐためには、個別路線の側溝、部分的にその側溝を改良するだけでは不十分ではなかろうかなと思っております。低くなっているところがございますので、地区全体の排水計画を考える必要があります。流末となるわんぱく広場での対応や、さらにはその先の水路についても、今の老人福祉センターがあるほうが排水路になっているのですけれども、そっちのほうの水路にまで考慮する必要がありますし、詳細な現地調査に基づく排水計画となるよう、土地の形状や流末をきちんと調査することから対策を考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 再質問はありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 1点目の冬場の視界不良については、財政的な問題があって、今の答弁ではそこには防雪柵を設置しないと理解してよろしいのですか。というふうになった場合、猛吹雪になったときは、たしか昨年も、これは私の記憶ですので、回数は若干違っているとは思いますが、大きくは3回ぐらいはあそこが止まったのではないかなというふうに記憶しております。

そういったときに、救急車がどういうことになるのかということなのです。一般の買物とか、例えば役場に用を足しに来るとか、そういう場合は吹雪でないときを選びながら、みんな住民は自分の身は自分で守るようにはしていると思えます。でも、本当に病気になられて救急車が入っていけないような状況下だけは何とかしてほしいと。

防雪柵の設置が本当に難しいのであれば、視界不良のときに何かし

ら目印になるようなものがあれば、それなりに道路の幅とか分かるのですけれども、真っ白な状態になりますと全然前へ進めないような状況は、ここだけではなく、いろいろ冬場には発生しておりますので、そういった箇所に回転灯なりつけるとか、何かしらの対策を、防雪柵の整備計画ができないのであればしてほしいと。

あと2点目の向町の寺町地区の住民から上がっている、そこは改良はするのだと。改良はするけれども、的確な計画を立てなければということでもありますので、ではその計画なりのガイドラインみたいなものをお教えいただければと思います。

以上2点、再質問です。

○議長（川山光則君） 答弁ありませんか。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） まず、1点目の再質問の部分でございしますが、確かに防雪柵がないと通行に支障を来すというのは、先ほどもご答弁申し上げたとおりちゃんと理解をしているわけではありますが、先ほども申し上げましたとおり、防雪柵を設置するには用地の買収の話ですとか経費の問題ですとか様々なことがあるので、町全体の通行の確保のために、どこの道路を冬場でも通行可能なようにすればいいのか等をしっかりと考えながら、防雪柵の設置についてもポイントを間違えないように、ここに防雪柵を作れば、ベストではないけれども、ベターなのだという場所を見つけて、きちっと対応できるようにはしていきたいなというふうに思っております。

それがかなわない場合でも、今、議員のほうから道路の安全が確保できるような印というか、照明とか回転灯とか、そういうようなものがということでございましたので、申し上げさせていただくのですが、実は今年の冬に向けて、今風力を使って電源を確保できない場所でもLEDを照らすことで路側を認識できるような仕組みを今まさに実証しております。11月から福浦に入っていくところの信号、豊島に入っていくところの信号機のところと、ピュアの横の信号のところ、棒の上に飛行機が載っているようなのが2本立っていたと思います。ある一定の風が吹くとプロペラが回って発電をし、LEDが点灯するような仕掛けになってございます。これがうまくいけば、先ほど議員からのご指摘のあったような場所に、風が吹いたときに吹雪が起こる

わけでありますので、その風を利用してLEDを点灯させ、道路の端を認識していただけるような仕組みを町の中に増やしていくことで、防雪柵の代わりになればいいなど、それを早い段階で進めていきたい。今年の冬で実証が終われば、来年からはある程度実際に地域で使っていけるようになるのではないかなと思っております。

それから、寺町の話であります。先ほどスケジュール的なものも若干お話ししたわけですが、5年度に県のほうともじっくりと相談しながら、この部分についても流末のことも含めて排水計画全体をどうするのかという部分について検討していきたいなど。

8月の大雨の際に我が町の根本的な課題というのが見えてきたわけですが、町を流れる全ての河川が直接岩木川なり十三湖なりに出ていけない。鳥谷川を介して、揚排水機場を介して出ていっているという場面もあるわけですから、そういうことも踏まえながら流末ということになるわけですが、そういうところを検討しながら計画をつくりたいなどと思っております。できるだけ早い段階で、決着をつけたいなどと思っております。

○議長（川山光則君） 荒関議員、再々質問ありますか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 1点目の冬場の視界不良については、これからの冬場に向けて実証実験なりなさって、その結果が出たときには、いろんな箇所がございますので、その実証実験がまずうまくいくことを願っております。その後は、問題点のある各場所に重点的にやっていただければと。

また、寺町の流末の水路、県と早めに折衝いたしまして、できるだけ住民の願いをかなえてもらえることを、この場から町長に何とか早めにやっていただければと。

以上でございます。

○議長（川山光則君） これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

2番、今議員の質問を許可します。

今議員。

（2番 今 博子君登壇）

○2番（今 博子君） 2番、今博子です。ただいま議長より許可をいただきましたので、質問させていただきます。

今年の7月19日の東奥日報の一面に「児童生徒減少率本県最大」という見出しがあり、10年間での児童生徒数の減少率が高かったのは今別町で57.3%、佐井村の54.6%、外ヶ浜町の51.4%ということで、本県は減少率全国1位となっています。そして、中泊町での減少率も40.8%と県の減少率でも上位に位置しております。

今の中里地域における小学校を見ますと、武田小学校では3年生と4年生が複式学級となっております。また、薄市小学校では2年生と3年生だけではなく、4年生と5年生がそれぞれ複式学級となっている状態であります。いずれにしても、子供の減少から見ると、あと数年ほどで2校は維持していくこと自体が難しくなるものと思われま

す。実際にその地区から小学校がなくなることは、活気がなくなり、寂しくなるのは分かります。だからこそ住民の意見を十分に聞き取り、話し合い、それぞれが子供のためにどうあるべきか考えていく必要があるものと思われま

す。そこで1つ目の質問ですが、令和3年12月16日に中里地域の教育環境についてとして、教育委員会主催で小学校の今後の在り方について地域住民の皆様からのご意見を頂戴したいということで開催されたことですが、教育委員会では住民との意見交換の重要性をどのように捉えているものか。また、そこで意見を聞いて、教育委員会ではどのように感じ取り、どのようにまとめられたものかお伺いいたします。

これに関して、私の中で一番考えさせられたことは、仕事の関係上、送り迎えに都合のよい中里こども園に入園させたのに、小学校では学区制があり、どんなにお願いしても中里小学校には入れてもらえなかったという訴えが心に残りました。子供が友達と離れ離れになることはどんなに悲しかったことか、それを見ていた親はどんなにつらかったことか、察するに余りあります。しかし、そのルールを守ってもらうために教育委員会の皆様も、やはり大変嫌な思いをしたのではないかと考えさせられました。

そしてもう一つは、体育の授業が成り立たないことから、体育の授業のときだけでも3校一緒に集まってやれないものかという意見を聞いて、なるほどと思いました。複式学級での2年生と3年生などでは、

体型にしても体力にしてもかなりの差があります。そのことからドッジボールなどをしていても楽しみも少なく、うまい人、苦手な人、みんな分かっていることから盛り上がりにも欠けるのではないかなどいろいろ思うところがあり、とても考えさせられた時間となりました。

そのほか建物が古いのも大変不安になる状態です。毎年どこか修理が必要な状態であり、前教育長の話でも経済的なことなども考えて優先順位を決めて取り組んでいくとの受け答えが毎回のように行われましたが、経済的なことを考えても、限られた予算の中から子供のためにももっと手厚いサービスへとつなげるように考えていくべきではないでしょうか。

ここで2つ目の質問となりますが、老朽化した建物、そして経済的なことから、統廃合に向けて急いで取り組んでいくべきと思われるが、どのように考えているものかお伺いします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（川山光則君） 今議員の質問に対する答弁を求めます。

鈴木教育長。

（教育長 鈴木信也君登壇）

○教育長（鈴木信也君） 議長のお許しを得ましたので、答弁に入る前に、中泊町の学校歯科医として約39年間にわたりご尽力をいただいた今議員のご主人である今継逸様に、この場をお借りいたしましてご冥福をお祈りするとともに、謹んでお悔やみを申し上げます。

それでは、中里地域の小学校における教育環境について、私のほうからは全般的な考えを述べさせていただきたいと思います。文部科学省では、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、一人一人の資質や能力を伸ばしていくためには、小中学校では一定の集団規模が確保されることが望ましいと示されています。

我が町の現状を見ますと、今議員ご指摘のとおり、児童生徒数は減少の一途をたどるばかりで、望ましい教育環境に残念ながら遠い状況にあります。

中泊町の次世代を担う子供たちへの最適な教育環境の整備は、我々大人が果たすべき義務であると考えております。

今現在及び将来的な状況を鑑みたとき、私自身もこの問題は喫緊の

課題として捉えております。

時代のニーズや地域の特性、そして町民の皆様のご意見などをあらゆる角度から検討し、よりよい方向性を早急に提案していきたいと考えております。

そのためには、教育長として強いリーダーシップを発揮していく所存ですので、ご理解くださるようお願いいたします。

なお、質問事項への具体的な答弁につきましては、教育課長のほうからさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川山光則君） 長利教育課長。

（教育課長 長利香代子君登壇）

○教育課長（長利香代子君） 今議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、当町におきましても決して例外ではなく、児童生徒数の減少に歯止めがかからず、教育環境に変化が生じてきております。

そこで、町民の皆様はこの現状を知っていただきたく、令和3年12月16日に中里地域の小学校の教育環境についての第1回目の説明会を開催したところでございます。

1つ目のご質問の住民との意見交換の重要性につきましては、最適な教育環境を検討する上で、保護者や地域の方々の意見をしっかり受け止めることが必要不可欠なものとして捉えております。

また、この説明会で住民の意見を聞き、どのように感じ取り、どのようにまとめられたかということですが、まず参加されていた皆様が教育に対する関心が非常に高いことが分かりました。

なお、今後増えていく複式学級や区域外就学、そして少人数による学習の難しさなど、様々な課題を解決するため、中里地域の3校の統合がやむを得ないならば早急な対応をしてほしいという意見が多かったと認識しております。

また、今年2月には各小学校の参観日において、今後の中里地域の児童数の推移などの資料を配付し、周知したところです。

さらに、11月には中里地域の3小学校及び3こども園の保護者、学校評議員を対象に、教育環境の中の統廃合や小中一貫校等についての考えやご意見を把握するためにアンケートを実施し、現在分析中であります。

2つ目のご質問の武田小学校、薄市小学校の建物が古いこと、また経済的なことから統廃合に向けてどのように考えているかについてですが、武田小学校が建築後約40年、薄市小学校の校舎が30年、体育館が52年、中里小学校が25年と老朽化による大規模な改修が必要な時期に来ております。

子供たちが安全で安心な学校生活を送るための環境整備はもちろんのことではありますが、中里地域3小学校の児童数は、令和4年11月1日現在で252人、15学級であります。5年後の令和9年にはおよそ210人、13学級とさらに減少となり、複式学級も5学級となる見込みでございます。それによって、先ほど教育長が申しあげました望ましい教育環境からは、ますます遠ざかっていくと思われま

す。これからの現状に対応するため、急いで取り組む必要があると思っておりますが、総合的な視点から一人一人の子供たちの最適な教育環境の構築を目指し、方向性を探っていかなければいけないと考えております。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

今議員。

○2番（今 博子君） いろいろ取り組んでいて、考えられているのも理解できましたが、方向性を探っていくということですが、もう少し具体的な方向性とか流れとか示せないものではないでしょうか。

○議長（川山光則君） 長利教育課長。

○教育課長（長利香代子君） ただいまのご質問に、私のほうからお答えさせていただきます。

このことにつきましては、令和5年度を目標に将来のスケジュールを含めて結論を出し、議員の皆様、町民の皆様に説明させていただきたいと考えています。

○議長（川山光則君） 今議員、再々質問ありませんか。

○2番（今 博子君） ありません。終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして今議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

町の外部委託業務の現状についてであります。地方自治法第2条では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定しています。その中であって、近年我が国は高い高齢化率、少子化に伴う人口減少で地域が担ってきた機能が衰え、その結果、自治体の公共サービスに対する必要性がますます高まっています。しかしながら、行政のみが住民のニーズに対応するには限界もあり、行政サービスの外部委託も求められるようになってきました。

そこで、我が町の外部委託のその効果、課題はいかかなものかお聞かせ願います。

また、最近ではサイバー攻撃に遭ったり、システム障害があったり、個人情報流出など新聞紙上をにぎわしております。町は外部委託を行った事務であっても、質の高いサービスを効果的に提供していく責任を負っています。

そして、委託先などで行われている行政事務が適正な水準で確実に履行されていることを確認する必要があります。町の適切な管理に当たって、不測の事態などに際して、当該職員の自らが臨機応変に対応できるチェック体制も必要と思われれます。職員の研修体制はどのようになっているのかお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

毛内総務課長。

（総務課長 毛内康裕君登壇）

○総務課長（毛内康裕君） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

現在町では、少なくとも400を超える業務の民間委託を発注しております。窓口業務や健診、設計業務、各種機械設備等の保守点検、除排雪など多岐にわたる業務を委託しております。

それらの中で個人情報を取り扱うことが想定されるものは、各種健診業務、新型コロナウイルスワクチンコールセンター業務など、およそ40業務ほどございます。

もとより業務委託契約の締結においては、必要に応じて仕様書、契約書などに個人情報保護や守秘義務などの特約条項を設けるなどして

契約履行を管理しているところでございます。

契約管理の一例を挙げますと、例えば住基、国保、税などの町の各業務を処理するシステムの契約に関しましては、システムの改修に際して新たなシステムが正常に動くかを検証するため、委託業者が住基情報データを持ち出し、会社においてテストをします。その際は、持ち出し申請を行って許可を得て、データ返還の際は担当課で確認を行っております。

また、情報を入れるUSBメモリも情報が暗号化される特別なものを使用しており、第三者が情報入手することは困難となっております。

会社までの輸送についても、鍵つきのかばんに入れ、持ち運びは2人以上で行い、原則として会社に帰る途中の立ち寄り禁止とするなど、対策を講じて適正な契約の管理を行っております。

また、郵便についても、個人情報印刷されている書類の氏名、住所が封筒の窓部分に来るように封入し、書類と封筒の数が一致していることを確認するなど誤送付のないようにチェック体制を取っております。

なお、業務を民間委託することの効果についてでございますけれども、電算関係の専門的な業務や測量設計、健診のような有資格者でなければできない業務に関しては、町でそのような人材をすぐ雇用できないのはもちろんのこと、発注している業務を現在の職員数で賄い切れるわけでもございません。

新たに採用並びに会計年度任用職員で任用するより費用が圧縮され、これにより適正に業務が遂行されていることは町にとって効果だと認識しております。

また、町職員に対しましては、青森県自治研修所のメニューで個人情報保護に関する研修を実施しているほか、個人番号関係のeラーニング研修の実施など、必要な教育機会の提供を行っており、職員個人の能力向上に努めているところでございます。

当町では、これまで情報漏えい事案の発生はなく、現段階での業務に対する課題も見当たりませんが、引き続き委託業者及び職員に対し、情報管理の徹底を求めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） どうもありがとうございました。非常事態が起きてしまっは遅いのです。そのために職員の外部委託へのチェック機能に対する自己啓発と研修が非常に大事だと思います。

これまで研修を行っているようですが、県内市町村屈指のアイデアを持っている町長さん、お考えはないでしょうか。もしもよかったらお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 県内屈指のアイデアがあるかどうかは別にして、通常この手の町が本来やるべき住民サービスなり業務の外部への委託に関しては、契約という行為が必ず入るわけではありますが、契約については金額の多いか少ないかにもよるのですが、私のところまで決裁で上がってくる場面が多々あります。その際には、必ず個人情報の関係のルールがきちんと守られるのか、委託業者が適切な業者であるのか、どういう業者を相手方として今考えているのかを町長の目からも常にチェックしております。契約書の中で個人情報の問題なり、契約の中身、要するに曖昧なままで業務を発注するようなことがないように、常にチェックをしておるつもりであります。これは、私自身が県庁で34年間仕事をしている中で、県の組織で鍛えられたチェックの目と申しますか、その観点をフルに使いながら町の業務として、先ほど議員のほうからも話ありましたとおり、最大の効果を最少の費用で達成できるような仕組みであるべきということは私も同じでありまして、そういう観点で、契約の段階できちっとチェックをするということに努めております。もちろん契約事務のやり方について、職員の研修のようなものはオン・ザ・ジョブ・トレーニング、つまりふだんの仕事の中で気がついたときには担当の方を町長室においていただいて、私のほうから助言をさせていただくというふうなことに努めております。日々の業務の中で、オン・ザ・ジョブ・トレーニングをさせていただいているということでもあります。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 再々質問ありますか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） どうもありがとうございました。このようにオン・ザ・ジョブ・トレーニングする、それが大事かなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

答弁は結構でございますが、最近是不測の事態が発生しております。その例として县市町村システム障害、尼崎市の委託業務のUSB紛失、JA大潟村のサイバー攻撃、そしてまた大阪急性期・総合医療センターのサイバー攻撃などが発生しております。それらを聞くたびに、私はどきっとします。我が町は大丈夫なのかなと思うのであります。

何事も便利な時代になればなるほど、自然災害と同様に、いつ発生するか分からないトラブルに備え、町は常に緊張感を持って委託先をチェックし、研修に励み、町民に安心、安全を届けていただけることを強くお願いを申し上げて質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時47分

第4回中泊町議会定例会

令和 4年12月 2日（金曜日）

○議事日程 第3号

- 1 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和4年度中泊町一般会計補正予算第9号について)
- 2 報告第26号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和4年度中泊町一般会計補正予算第10号について)
- 3 議案第58号 中泊町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 4 議案第64号 中泊町農産物加工販売施設条例の一部改正について
- 5 議案第65号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第11号について
- 6 議案第66号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について
- 7 議案第67号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号について
- 8 議案第68号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について
- 9 議案第69号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号について
- 10 議案第70号 令和4年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号について
- 11 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○出席議員（13名）

- | | | | | | | | | | | |
|----|----|---|---|----|----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 田中 | 洋 | 君 | 2番 | 今 | 博 | 子 | 君 | | |
| 3番 | 成田 | 直 | 人 | 君 | 4番 | 秋 | 元 | 隆 | 君 | |
| 5番 | 塚本 | 悦 | 子 | 君 | 6番 | 荒 | 関 | 富 | 雄 | 君 |

7番	秋田	博君	8番	長利	司君
9番	青山	雅晴君	10番	沖崎	勲君
11番	野上	憲幸君	12番	野上	祐一君
13番	川山	光則君			

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	濱	館	豊	光	君
副	町	長	横	野	彰	吾
教	育	長	鈴	木	信	也
代	表	監	外	崎	良	造
総	務	課	毛	内	康	裕
財	政	課	山	中	哲	哉
総	合	戦	三	上	晃	瑠
税	務	課	太	田	光	平
町	民	課	三	上	康	栄
福	祉	課	下	山	貴	子
環	境	整	藤	本	雅	久
農	政	課	古	川	幹	人
水	産	商	越	野	進	一
課	工	観	藤	田	康	久
小	泊	支	長	利	香	代
教	育	課	藤	田	順	悦
会	計	課	鈴	木	輝	文
上	下	水				
道		課				
長						

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	宮	越	裕	子	君
総	務	課	行	白	川		隼	君
政	係							

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第1 報告第25号

○議長（川山光則君） 日程第1、報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和4年9月16日付で専決処分をいたしました専決第18号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第9号であります。

令和4年8月の大雨による災害廃棄物処理及びオミクロン株対応ワクチン予防接種等を実施するため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,483万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億3,843万円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

それでは、最初に歳出についてご説明いたします。7ページを御覧願います。3、歳出。第3款民生費、第1項社会福祉費、第9目災害対策費、20節貸付金に、災害援護資金貸付金340万円を計上しております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第8目緊急対策費に、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株対応ワクチン予防接種等に係る経費として、1節報酬から、8ページを御覧願います。13節使用料及び賃借料まで、合計で5,966万4,000円を計上しております。

第2項清掃費、第3目災害対策費に、令和4年8月の大雨による災害等廃棄物処理費として、11節役務費から12節委託料まで合計で6,177万2,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、6ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目衛生費負担金に、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金3,685万7,000円を、第2項国庫補助金、第3目衛生費補助金、1節保健衛生費補助金に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金2,279万8,000円を、2節清掃費補助金に、災害等廃棄物処理事業費補助金3,088万4,000円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として3,089万7,000円を計上しております。

第21款町債、第1項町債、第7目民生債に、災害援護資金貸付事業分として、340万円を計上しております。

次に、地方債補正について、ご説明いたします。4ページを御覧願います。第2表地方債補正、1、追加では、災害援護資金貸付事業について無利子とし、限度額340万円と定め計上しております。

以上、令和4年度中泊町一般会計補正予算第9号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） いろいろ関連するわけですがけれども、農業問題についてです。今年は災害で、いろいろあちこち大変な目に遭っておりますけれども、私が思うには、春に向けて農業関係の人たちが、本当にこれ早く直るのかということでもありますので、いろんな道路、主要幹線はもちろんいいわけですがけれども、できる限り農業に関する部分、早めに直してほしいと。これにやっぱり町の業者とも話し合いもしなければならぬと思うわけですがけれども、町長もそう考えていると思うわけですがけれども、町長、答弁お願いします。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 8月の雨の災害を受けた場所が来年度の農業生産に影響

響があつてはいけないということがまず第一の問題であると思っております。先般もご説明させていただきましたとおり、5年産の農業に支障のないように、できるだけ可能なところはきっちりと農作業入る前に直すような段取りで作業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第25号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第25号は承認することに決定しました。

◎日程第2 報告第26号

○議長（川山光則君） 日程第2、報告第26号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 報告第26号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和4年10月20日付で専決処分をいたしました専決第19号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第10号であります。

令和4年8月の大雨による道路災害復旧工事及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業などを実施するため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,455万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億9,298万2,000

0円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

それでは、最初に歳出についてご説明いたします。8ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第19目緊急対策費、12節委託料に、マイナンバーカードのマイナポイント付与期間の延長に伴う窓口設置経費として、148万7,000円を計上しております。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第8目緊急対策費、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を交付する経費として、合計で1億1,269万9,000円を計上しております。

9ページを御覧願います。第7款商工費、第1項商工費、第4目緊急対策費に、金多豆蔵観光PR公演開催費として、10節需用費から12節委託料に、合計で57万7,000円を計上しております。

第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、第1目道路橋梁災害復旧費に、下前海岸2号線及び小泊中学校1号線道路災害復旧工事費として、合計で3,945万7,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、7ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、1節総務管理費補助金に、マイナポイント事業費補助金148万6,000円を、第2目民生費補助金に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金補助金1億1,269万6,000円を、第6目災害復旧費補助金に、公共土木施設災害復旧事業費補助金（現年災）として、2,967万1,000円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として66万9,000円を計上しております。

第21款町債、第1項町債、第8目災害復旧債に、公共土木施設災害復旧事業（現年災）分として、970万円を計上しております。

次に、地方債補正について、ご説明いたします。恐れ入りますが、5ページを御覧願います。第2表地方債補正、1、追加では、公共土

木施設災害復旧事業（現年災）について、利率を年4.0%以内とし、限度額970万円と定め計上しております。

以上、令和4年度中泊町一般会計補正予算第10号についてご説明いたしました。

- 議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第26号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第26号は承認することに決定しました。

◎日程第3 議案第58号

- 議長（川山光則君） 日程第3、議案第58号 中泊町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上総合戦略課長。

- 総合戦略課長（三上晃瑠君） 議案第58号 中泊町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書つづりの4ページを御覧願います。地方公共団体の行政手続のオンライン化については、令和2年12月25日に総務省により策定された自治体DX推進計画において、令和4年度末を目指して、原則全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続は、オンライン手続を可能にすることとされています。

当町においても、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与するため、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な

事項を定める必要があることから、中泊町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を定めるものであります。

本条例は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づき、個別の条例を改正することなくオンライン化を可能とするための条例となっております。

第1条は、本条例の目的、第2条は本条例内の用語の意義を規定しております。

議案書つづりの5ページを御覧願います。第3条は、行政手続をオンラインで申請することを可能にする規定についてです。

議案書つづりの6ページを御覧願います。第4条は、オンラインで申請された行政手続に対し、決定や却下などの通知をオンラインで実施することを可能にする規定についてです。

第5条は、オンラインで縦覧を実施できるようにする規定についてです。

議案書つづりの7ページを御覧願います。第6条は、書面等の作成に代えて電磁的記録の作成を可能とする規定についてです。

第7条は、適用除外される手続について、規定しております。

第8条は、添付書面を省略することを可能とする規定についてです。

議案書つづりの8ページを御覧願います。第9条は、行政手続のオンライン申請の状況について公表することを規定しております。

今後は、あらゆる行政手続について、オンライン化を検討・推進し、町民生活の向上を図ってまいります。

以上で、議案第58号 中泊町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第64号

○議長(川山光則君) 日程第4、議案第64号 中泊町農産物加工販売施設条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

古川農政課長。

○農政課長(古川幹人君) 議案第64号 中泊町農産物加工販売施設条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書つづりの9ページを御覧願います。今回の条例改正は、令和4年度指定管理の一部廃止に伴い、条例を改正するものであります。

改正内容については、条例等新旧対照表により申し上げます。新旧対照表の1ページを御覧願います。

第3条中の表を次のように改める。

第4条中第2項を削り、同条第1項中「施設の」を「加工販売棟の」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として「町長は、常に良好な状態において施設を管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。」を加える。

第8条第1項中「施設」を「加工販売施設」に改め、「(以下「利用料」という。)」を削り、「別表」を「別表(1)及び(2)」に改め、同条第3項として、「レストランを利用する場合に係る料金は、別表(3)に定める金額を下限とする。」を加える。

第9条第2項中「利用料」を「加工販売棟の利用料」に改め、同条第3項中「利用料」を「加工販売棟の利用料」に改めるものです。

なお、本条例は、令和5年1月1日から施行するものです。

以上、議案第64号 中泊町農産物加工販売施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） この条例案そのものはこれでいいのですけれども、何か今入っているレストランが撤退するような話がありますが、後任のそこを利用する方々は決定しているのか、状況等をお知らせ願えればと思います。

○議長（川山光則君） 古川農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 荒関議員のご質問にお答えします。

現在レストランを運営している方が11月30日をもっておやめになっております。今まで使用した店内の機器等を整理するため、一応1か月猶予を見て片づける期間としております。

今後の入店者については、公募する予定で計画を進めてまいります。以上です。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 今の状況は理解しました。

撤退するという方からは、いつ通知があって、その入替えの準備のための期間は分かるのですけれども、撤退するのであればもっと早めに募集とか公募とか、そこら辺。そのままの流れでいきますと、なかなかレストラン、今度新しい人が入るまでに時間がかかるように私は理解しているのですけれども、そこら辺の手続がどうしてそういうふうになったのか。

○議長（川山光則君） 古川農政課長。

○農政課長（古川幹人君） ただいまの質問にお答えします。

まず、申出があったのは、10月中旬かと記憶してございます。11月いっぱいまで、一応経営はしていきたいということでありました。現在指定管理の一部に入ってございまして、電気料等々の経費がアクトプランのほうに支払いというか、一本化されているので、今後町で管理する場合に、入店者持ちでということになると、その施設の改修とかかかってきますので、今に至って、これから数か月かけて工事を進めてまいりたいと考えているところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） だから、その経緯は分かりました。経緯は分かりまし

たけれども、これから中に多少手を入れながら、そういう状況を見て募集かけて、応募する人があればという流れまでは理解しました。そうすれば、応募者がいなければそのまま閉店という形になるでしょうし、またその状況を見ながら。

募集の範囲はどれぐらいまで広げて、今現在考えているのか、お知らせ願えればと思います。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今荒関議員のご質問の意図が十分分かるので、私から1回整理をさせていただきたいと思うのですが、今現在ピュアの施設全体を指定管理に出していて、販売部門とレストランと分けられていないわけです。丸ごと全部指定管理に出しているのです、このままでいくと、あのレストランが撤退した後に誰が入るかについては、管理しているアクトプラン側が全部差配することになってしまうので、それは困るということで、今回条例の改正をお願いして、加工販売部門とレストラン部門を分けようと。加工販売部門のところだけを指定管理に出して、レストランは町が直接やっというということで、今条例の改正をお願いしているわけでありませう。

募集については、まだ公募という形には出していないのですが、でき得れば、メバル料理推進協議会の中で設定されたメニューを販売している場所がございますので、その辺の条件をのんでいただけたらところに、また入って営業していただければありがたいなと思っております。

時期的なものめどとすれば、冬場、来年の春までの間はもろもろの公募なり改装なり、様々な準備の期間に充てさせていただいて、春までの休業はやむを得ないのかなと思っておりました。それまでにきちんとした形で営業いただける方を決めてお入りいただこうと。そのための条例の改正であるということをご理解いただければと思います。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

野上議員。

○11番（野上憲幸君） 今町長の説明、よく分かったのですがけれども、町が推進する料理等を提供する業者さんであれば、別に町外の業者であっても、それは問題ないということの解釈でいいのですか。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 一番望ましいのは、町内の業者さんが望ましいと思っております。ただ、町内の業者さんでやりたいと、やってもいいよという方がおられない場合には、ある程度範囲を広げてもやむを得ないのかなと思っておりますが、私とすれば、あくまでも町内の業者さんで、なおかつメバル料理推進協議会の活動に理解をし、一緒にやっていける方をお願いできれば一番いいのかなと思っております。

○議長（川山光則君） 野上議員。

○11番（野上憲幸君） 町長の意図も分かりますし、私もそれでいいと思えますけれども、かといってあまり尻すぼみするような方々に経営してもらっても、またすぐ同じことを繰り返すようであれば、それもまた困るわけですので、ちゃんとそこら辺の応募者の経営状況等も考えながら、しっかりした中身の審査をしながら選定をしたほうが良いと思います。

以上です。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第65号

○議長（川山光則君） 日程第5、議案第65号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第11号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 議案第65号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第11号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,225万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億4,523万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。なお、歳出の第1款議会費から第10款教育費までの各費目の2節及び3節、4節、18節並びに27節特別会計繰出金に、それぞれ給与改定に伴う所要額846万円を計上しておりますが、これらの款を追っての説明は省略させていただきます。

11ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費、12節委託料に地域公共交通再編に伴うバス停製作設置及び撤去費として137万5,000円を、12ページを御覧願います。第19目緊急対策費、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金に、中泊町Edyカード、カードポイントの追加付与等に係る経費として、合計で9,219万8,000円を計上しております。

15ページを御覧願います。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第8目緊急対策費、3節職員手当等から13節使用料及び賃借料まで、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保の経費として、合計で138万9,000円を、16ページを御覧願います。第2項清掃費、第1目清掃総務費、18節負担金、補助及び交付金に、西北五環境整備事務組合負担金として、169万6,000円を計上しております。

第6款農林水産業費、第2項農業費、17ページを御覧願います。第4目経営所得安定対策費、18節負担金、補助及び交付金に、農業再生協議会への補助金として167万3,000円を、第4項農地費、第3目農道整備促進事業費、18節負担金、補助及び交付金に、18ページを御覧願います。県営五所川原第二地区農地整備事業の負担金として585万円を計上しております。

21ページを御覧願います。第10款教育費、第1項教育総務費、第4目緊急対策費、12節委託料に、学校情報通信ネットワーク環境

整備費として198万円を、17節備品購入費に、町内小・中学校への電子黒板購入費として389万4,000円を、18節負担金、補助及び交付金に、家庭学習のための通信環境整備の補助金として30万円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。恐れ入りますが、8ページにお戻り願います。2、歳入。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目衛生費補助金に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金138万8,000円を計上しております。

第15款県支出金、第2項県補助金、9ページを御覧願います。第4目農林水産業費補助金に、経営所得安定対策直接支払推進交付金167万3,000円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として1億2,676万3,000円を計上しております。

第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入に、後期高齢者医療保険の療養給付費負担金過年度分返還金として、1,461万5,000円を計上しております。

第21款町債、第1項町債、第3目農林水産業債、2節農道整備事業債に、580万円を計上しております。

その他、歳出の関連において、国庫支出金及び県支出金等にそれぞれ所要額を計上しております。

次に、地方債補正についてご説明いたします。5ページにお戻り願います。第2表地方債補正、1、変更では、県営五所川原第二地区農地整備事業の限度額を1,620万円に変更しております。

以上、議案第65号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第11号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

今議員。

○2番（今 博子君） 予算とは違うのですけれども、14ページの第3款第2項の児童福祉費に当たるところの、令和6年度から各市町村において、こども家庭センターの設置に努めることになると言われています。

が、国としては全国展開を目指していく方針を示していますが、中泊町では設置に関してどのような方針で考えているものかお伺いします。

また、コロナ禍において全国的に児童虐待が増えていると聞いていますが、町の現状はどのようなものか、分かる範囲で教えてもらいたいと思います。

○議長（川山光則君） 下山福祉課長。

○福祉課長（下山貴子君） ただいまの議員の質問にお答えしたいと思います。

町は、母子保健分野においては令和3年4月に子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦や乳幼児の保護者の支援、また児童福祉分野については子ども家庭総合支援拠点という、拠点は未設置ですが、福祉課内で虐待や貧困などの問題を抱えた子供や保護者の支援を行っています。この2つに分かれている支援機関を一本化して、全ての子供と保護者を支援するこども家庭センターを令和6年度から設置に努めることとされています。センターの設置につきましては、国、県、近隣市町の動向を注視し、対応してまいります。

なお、センターの設置の有無にかかわらず、今まで同様必要な方に対して様々な資源につなぐなど、全ての妊産婦、子育て世帯、子供への包括的な相談支援を行ってまいります。

次に、虐待の件数についてなのですが、令和元年度、令和2年度は虐待の疑いが2件、令和3年度は疑いが5件、令和4年度は疑いが3件となっております。

以上です。

○議長（川山光則君） 今議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 10款の教育費についてであります。中央公民館を利用している人からのお話で、中央公民館の玄関の階段のところが夜は暗くて、帰りには自分の小さな懐中電灯で上り下りしているそうなのですが、先般つまずいて転んだそうでございます。両手が塞がった場合には、自分の懐中電灯もつけられない。ですので、正面玄関のところに照明をお願いしたいという声があるのですが、今公民館教室は終わっていますが、サークルでまだ利用している方がいますので、け

がをしてしまえば大変なことになりますので、ぜひ照明を玄関のところにお願いしたいということですので、よろしくお願ひしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（川山光則君） 答弁ありませんか。

長利教育課長。

○教育課長（長利香代子君） 塚本議員のご質問に、お答えさせていただきます。

早急に現場を確認しまして、安全策を講じていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（川山光則君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） よろしく、早めにお願ひします。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第66号

○議長（川山光則君） 日程第6、議案第66号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長（三上康栄君） 議案第66号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、ご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳

出それぞれ16億9,129万7,000円とし、診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ292万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,625万円とするものであります。

補正する歳入歳出予算について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、事業勘定の歳出からご説明いたします。5ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費において、給与改定に伴う職員人件費分として、2節給料から18節負担金、補助及び交付金まで、合計31万5,000円を計上しております。

次に、歳入であります。2、歳入では、歳出の関連において、第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金に、職員人件費分として、31万5,000円を計上しております。

以上で、事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について、歳出からご説明いたします。8ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項医療施設管理費、第1目一般管理費において、派遣医師の交代に伴う職員人件費分として、2節給料に41万2,000円、3節職員手当等に5万8,000円、4節共済費に5万2,000円を、燃料費等の高騰により10節需用費に光熱水費電気料として88万9,000円を、新型コロナウイルス第7波の影響により、発熱外来の受診者数増加のため、11節役務費に5万3,000円、12節委託料に15万2,000円を、派遣医師交代に伴う医師住宅設備の整備等により、17節備品購入費に住宅家財70万1,000円を計上しております。

次のページ、9ページを御覧願います。第2項歯科施設管理費、第1目一般管理費において、人件費の精査により3節職員手当等を2万5,000円、4節共済費10万2,000円を減額し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化における歯科用レセプトオンライン資格確認機能導入により、11節役務費にオンライン設定料として21万8,000円を計上しております。

第2款医業費、第1項医科用医業費、第1目機械器具費、13節使用料及び賃借料において、在宅酸素治療法器具借上料から、睡眠時無呼吸症候群治療機器としてCPAP装置借上料へ6万円を組替えして

おります。

次に、歳入であります。7ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第1款診療収入、第1項医科外来収入、第3目後期高齢者医療診療報酬収入において134万7,000円を減額し、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第2目医療提供体制設備整備交付金において、歯科用マイナンバーカード読み取り装置導入の交付金42万9,000円を計上し、第6款諸収入、第2項受託事業収入、第2目予防接種代金として314万1,000円を、第8款県支出金、第1項県補助金、第1目新型コロナウイルスワクチン接種促進事業補助金として、70万5,000円を計上しております。

以上、議案第66号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第67号

○議長（川山光則君） 日程第7、議案第67号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山福祉課長。

○福祉課長（下山貴子君） 議案第67号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,895万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。7ページを御覧ください。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、3節職員手当等に16万3,000円、4節共済費に15万4,000円、合計31万7,000円を給与改定に伴う職員人件費分として計上いたしております。

第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護予防サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金、地域密着型介護予防サービス給付費を50万円減額し、介護予防住宅改修費に50万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。6ページにお戻りください。2、歳入。歳入では、歳出との関連において、第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目その他一般会計繰入金に、31万7,000円を計上いたしております。

以上、議案第67号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第68号

○議長（川山光則君） 日程第8、議案第68号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） 議案第68号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額をそれぞれ86万円追加し、予算総額をそれぞれ4,359万3,000円とするものです。

恐れ入りますが、4ページをお開き願います。事項別明細書でご説明いたします。最初に、歳出についてご説明いたします。3、歳出。第1款事業費、第1項施設管理費、第2目施設管理費、10節需用費で電気料104万7,000円を計上し、12節委託料で処理施設管理委託料18万7,000円を減額いたしております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入。第2款繰入金、第1項繰入金、第1目繰入金で一般会計繰入金22万7,000円を、第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金で前年度繰越金63万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上、議案第68号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第69号

○議長（川山光則君） 日程第9、議案第69号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） 議案第69号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額をそれぞれ74万円追加し、予算総額をそれぞれ2,580万7,000円とするものです。

恐れ入りますが、4ページをお開き願います。事項別明細書でご説明いたします。最初に、歳出についてご説明いたします。3、歳出。第1款事業費、第1項施設管理費、第2目施設管理費、10節需用費で電気料74万円を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入。第2款繰入金、第1項繰入金、第1目繰入金で一般会計繰入金64万3,000円を、第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金で前年度繰越金9万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上、議案第69号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号の説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第70号

○議長（川山光則君） 日程第10、議案第70号 令和4年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） 議案第70号 令和4年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

収益的支出の既決予算額を728万4,000円追加し、総額2億9,981万2,000円とするものです。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。

それでは、支出についてご説明いたします。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、19節動力費に各浄水場電気料金624万8,000円を、第2目配水及び給水費、19節動力費に増圧ポンプ電気料金80万円を計上し、第4目総係費で1節及び2節、3節、5節、28節にそれぞれ給与改定に伴う職員人件費として合計23万6,000円を計上いたしております。

以上、議案第70号 令和4年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 次期議会の会期日程及び議会運営に関する
事項について

○議長（川山光則君） 日程第11、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（川山光則君） 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和4年第4回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時01分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議 長 川 山 光 則

署名議員 三 中 崎 勲

署名議員 青 山 雅 晴